

## 2026 年度後期分 授業料の月割分納について

本学の学部及び大学院の学生（研究生、聴講生及び科目等履修生を除く）で、特別の事情があると認められる者については、申請により、授業料の月割分納が許可される制度があります。2026 年度後期分授業料の月割分納希望者は、下記により申請手続きを行ってください。

### 記

1. 申請受付期間： 10月7日（水）～9日（金）

2. 申請方法：

申請要項を確認の上、上記申請受付期間内に申請書を提出してください。

申請要項及び申請書様式は、大学 HP から各自でダウンロードしてください。

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/index.html>

（大学トップページ → 学生生活 → 奨学援助▶入学料免除・授業料免除）



3. 選考結果： 11月中旬までに通知します。

4. 納付金額及び納付期限：

月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とします。

月割分納が許可された場合の納付期限は、原則毎月末日になります。ただし、本学の授業料免除等に関する規程等により、休業期間中の授業料は、休業期間開始前が納付期限となります（3月に卒業または修了を予定している場合は、特に注意してください）。

5. 注意事項：

○ 授業料免除及び徴収猶予制度との併願はできません。

○ 2026 年度後期分授業料をすでに納付した場合は出願できません。

○ 何かわからないことがあれば、下記に記載の〔問い合わせ先〕までご連絡ください。

〔問い合わせ先〕

奈良女子大学学生生活課学生支援係(F棟1階)

TEL：0742-20-3550

Email：syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp